



狂犬病予防 定期集合注射のお知らせ

犬の所有者は、生後91日目以上の飼い犬に毎年1回、狂犬病予防注射を受けさせることが狂犬病予防法により義務付けられています。
品川区では、東京都獣医師会品川支部所属の動物病院を会場として「狂犬病予防定期集合注射」を実施します。

期間と会場

令和7年4月1日(火)~4月30日(水)

※事前予約を必要とする会場がございます。早めの予約と、注射時間の遵守をお願いいたします。

実施会場は別紙「狂犬病予防定期集合注射会場一覧表」をご覧ください。

持ち物と費用

- ・ 同封の問診表
※必ずご記入ください。
- ・ 同封の「狂犬病予防定期集合注射の通知書兼領収書」

3,750 円

狂犬病予防注射料 3,200 円

注射済票交付手数料 550 円

の合計金額です。

※診療時間外は注射料金が上記と異なる場合があります

お願いとご注意

- ※集合注射ご利用の場合、注射済票は会場の動物病院で発行されます。
- ※犬の健康状態により接種が延期された場合、「接種の実施が困難である」旨の診断書（猶予証明）を獣医師に発行してもらってください。
- ※このお知らせは、令和7年1月末現在の登録情報を基に作成しております。登録情報に相違または変更事項がある時は、「狂犬病予防定期集合注射の通知書兼領収書」のC票に赤で二重線を引き、訂正してください。
- ※狂犬病予防注射の法定接種期間は4月から6月です。

集合注射を利用されない方、犬の登録が済んでいない方は、裏面もお読みください。

集合注射を利用しない場合

期間内に集合注射を利用しない場合、動物病院で個別に狂犬病予防注射を接種後、注射済票の交付申請を区の窓口（電子申請も可能です）で行ってください。この場合、持参いただくものが集合注射と異なりますのでご注意ください。

窓口

・品川区保健所（区役所7階）・品川保健センター・荏原保健センター
・各地域センター

持ち物

・獣医師から発行される「狂犬病予防注射済証明書」・交付手数料 550 円
・今回同封の「狂犬病予防定期集合注射の通知書兼領収書」

電子申請

注射済票の交付申請は電子申請（インターネットでの手続）ができます。右のQRコードを読み取り、必要事項を記入いただくだけで申請できます。



※注射済票は申請後、2週間ほどで品川区保健所から郵送されます。

※電子申請の場合、交付手数料と別に郵送料がかかります。

登録が済んでいない飼い犬

「狂犬病予防定期集合注射の通知書受領書」の鑑札番号欄に「未登録」記載がある犬は、登録手続きが済んでいません。マイクロチップ（MC）の装着の有無によって、以下の手続きが必要です。

MCがある

環境省のサイト「犬と猫のマイクロチップ情報登録」で手続きを行ってください（手数料… 400 円）。品川区への届出は不要です。

MC情報登録手続きに関するお問合せ窓口 ☎03-6384-5320

MCがない

品川区保健所/品川保健センター/荏原保健センター/各地域センターで登録手続きを行ってください（鑑札交付手数料…3,000円）。

狂犬病は昔の感染症でしょ？

いいえ、今でも世界で毎年6万人近くの方が亡くなっています。特にアジア地域で多く、アメリカ、ヨーロッパ地域でも発生しています。日本国内では、人は1956(昭和31)年、動物では1957(昭和32)年を最後に発生がありません。しかし、国境を越えた人や物の流通が盛んな現代では、万一の侵入に備えた対策が重要となっています。

犬しか感染しないでしょ？

いいえ、狂犬病は犬だけでなく、人を含め全ての哺乳類に感染するおそれがあります。

治療すれば、治るでしょ？

いいえ、一旦発症すれば、効果的な治療法はなく、ほぼ100%の方が亡くなります。

犬の飼い主はどうすればいいの？

犬の登録と狂犬病予防注射を必ず行ってください。
万一、日本国内に狂犬病が侵入しても、犬の予防注射の徹底により、感染拡大を防止できます。